

転出に伴う諸手続きについて

手続き事項	長与町での手続き（担当窓口）	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	転出（予定日）をもって廃止されます。 ふれあいカードは返却していただくか、ハサミで切るなどして処分してください。 （住民環境課）	必要な方は、新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。
個人番号カード 住民基本台帳カードをお持ちの方	特に手続きはありません。 ※個人番号カードを申請された方で転出日までに交付に至らなかった方については、制度上、交付申請が取り消されます。お手数ですが、新住所地で再度申請してください。（カードの交付まで数か月程度要します。）（住民環境課）	記載事項変更、継続利用等の手続きがあります。 転入手続きの際、持参してください。 代理での手続きの場合は委任状が必要です。
児童手当 児童扶養手当を受給している方	転出の手続きをしてください。 新住所地によっては、住民税課税証明書等が必要なる場合があります。詳しくは窓口でお問い合わせください。（こども政策課）	新たに手続きが必要です。 申請に必要な書類は、事前に新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
乳幼児 （障害者、母子） 福祉医療費受給者証をお持ちの方	医療証を返却してください。 障害者福祉医療費受給者証をお持ちの方は、新住所地で所得証明書が必要になります。詳しくは窓口でお問い合わせください。（こども政策課・福祉課）	新たに手続きが必要です。 新住所地により制度が異なります。詳しくは、新住所地の市区町村役場でお問い合わせください。
原爆手帳をお持ちの方	特に手続きはありません。	新たに手続きが必要です。 原爆手帳・手当証書・印鑑・ご本人の通帳を持参してください。
国民年金に加入している方 受給している方	特に手続きはありません。	新たに手続きが必要です。 詳しくは新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
国民健康保険に加入している方	保険証を返却してください。 70歳以上の方は、高齢者受給者証も返却してください。（健康保険課）	新たに手続きが必要です。 詳しくは新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	保険証を返却してください。 新住所地によっては負担区分等証明書が必要になります。詳しくは窓口でお問い合わせください。（健康保険課）	新たに手続きが必要です。 必要な書類は、事前に新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
介護保険に加入している方	被保険者証を返却してください。 要介護認定を受けている方は介護保険受給資格証明書をお渡しいたします。詳しくは窓口でお問い合わせください。 （介護保険課）	受給している方は、新たに手続きが必要です。 介護保険受給資格証を持参してください。
町立の小・中学校に在学している お子さんがいる方	学校から在学証明書等の書類をもらってください。詳しくは窓口でお問い合わせください。（学校教育課（2階））	新住所地の市区町村役場でお問い合わせください。